

(独) 農畜産業振興機構
畜産業振興事業

牛飼いに なりませんか？

肉用牛経営を目指す方へ

公益社団法人中央畜産会

経営支援部(支援・調査)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9F

Tel.03-6206-0843

公益社団法人中央畜産会

我が国の肉用牛生産が、中山間地域の基幹的な農業部門として、地域経済の活性化に重要な役割を果たしています。

しかし、我が国の肉用牛農家は、高齢化や担い手の不足等から離農が進み、肉用牛の飼養頭数も毎年減少するなど生産基盤が弱体化しています。

このような中で、肉用牛農家の生産意欲を喚起・増進し、我が国の肉用牛生産基盤を維持・強化するとともに、地域の活性化を図るために、地域の担い手となる後継者や新規就農者などの確保の取り組みが進められています。

また、新たに農業を始めようとする意欲ある青年が、農業以外から畜産業への就農を夢見て農場研修生となり、新規就農している事例も増えています。

本マニュアルは、ご自分で肉用牛経営を始めたいとお考えの方、肉用牛の農場で働いてみたい方へ、牛飼いになるためのプロセス、具体的な就農までのステップ等を取りまとめました。

本マニュアルを活用いただき、肉用牛経営者への夢を実現していただければ幸いです。

平成28年3月

公益社団法人中央畜産会

牛飼いになりませんか？



「肉用牛経営とは？」

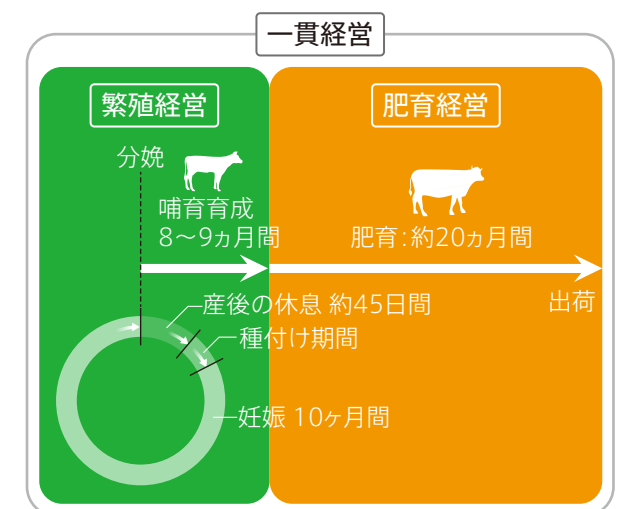
牛を育てて、牛肉を作る仕事。

牛を飼育し、牛肉を生産する畜産業を「肉用牛経営(にくようぎゅうけいえい)」といいます。
肉用の牛の品種には、代表的な「黒毛和種」の他に「褐毛和種」「日本短角種」「無角和種」といった「和牛」と呼ばれる日本固有の品種があります。

この他、「乳用種」という牛乳を作るための品種の雄牛を肉用に育てる農家もあります。
また、「黒毛和種」の父親と「乳用種」の母親から生まれた「交雑種」と呼ばれる品種も育てられています。

牛肉を作るためには、①母牛に子供を産ませ、②約30ヵ月間育て、③30ヵ月後にお肉として出荷する。ことの繰り返しです。(品種によって期間は異なります。)

しかし、牛を飼う技術は成長段階により異なるため、子牛を生産・販売する「肉用牛繁殖経営」と子牛を購入して、育ててお肉として販売する「肉用牛肥育経営」に多くの農家が分業している場合があります(全てをご自分でされる経営もあり、これは「肉用牛一貫経営」といいます)。



平成27年現在、日本に肉用牛繁殖経営は47,200戸で58万頭の母牛が飼われています。また、肉用牛肥育経営は11,600戸で157万頭の肉用牛(肥育牛)が飼われています。

この資料では、新規就農・就業し日本固有の品種で代表的な“黒毛和種”を育ててみたい方に就農までのスキーム(手続き・段取り・就農後のワークライフバランス)を具体的に取りまとめました。

ご自分で肉用牛経営を始めたいとお考えの方、肉用牛の農場で働いてみたい方。
この冊子で肉用牛経営を感じて下さい。農場でお待ちしております。

はじめに	1
第1章 肉用牛農家の心構え	
① 基本は、健康で、目標の実現に向けて 前向きに取り組む性格と継続できる者が求められます	6
② 地域社会と前向きにコミュニケーションをとることで、 円滑な就農と経営の発展につながります	6
③ 新しいことにチャレンジし、学ぶ意欲と情報収集への意欲、 積極的な行動力が経営発展のエンジンです	6
第2章 牛飼いになるためのプロセス	
① まずは情報収集	8
② 農場で肉用牛を体験	9
③ あなたならどの牛飼いを目指しますか？	10
第3章 “自営就農”までのステップ	11
① どんな肉用牛を経営しますか？＝就農イメージを作る	12
② 就農相談を通じて受入れ先を探しましょう	13
③ 受入れ先＝就農地を決定しましょう	15
④ 就農研修が始まります	16
⑤ 経営資産の取得方法の検討をしましょう	20
⑥ 青年等就農計画を作成し「認定新規就農者」になりましょう	22
⑦ 資金調達をしましょう	23

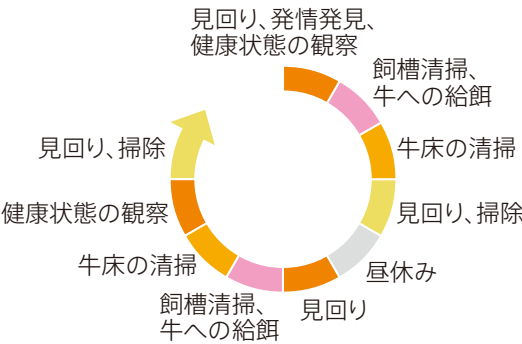
第4章 農地、牛、施設、住宅の取得方法	26
第5章 良い肉用牛農家を目指して	
① 将来どのような生活設計・経営スタイルを目指しますか？	28
② 肉用牛経営を始めるにあたって	29
第6章 肉用牛研修制度などの紹介	
① 和牛入門講座、担い手育成研修など	39
② 新規就農者の状況	41
第7章 就農後に関係機関、地域と上手に付き合うために	
① 相談窓口	42
② 関係機関	42
③ 耕種農家	42
④ 住民	42

第1章 肉用牛農家の心構え

① 基本は、健康で、目標の実現に向けて前向きに取り組む性格と継続できる者が求められます

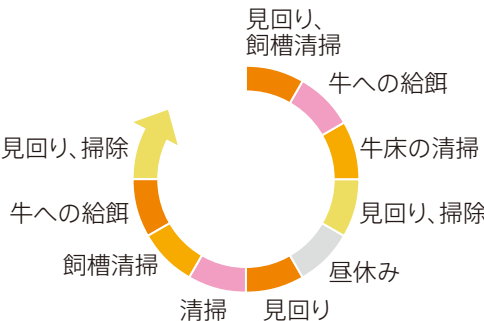
- 肉用牛経営は、毎日同じ作業の繰り返しであり、営農と家庭の両立が求められます。
- 妻帯者やパートナーが居る場合は、お互いに支え合う気持ちが成功の秘訣です。
- 就農する年齢は、投資資金を無理なく回収する期間を確保できる、概ね40代以下が目安です。

〔参考〕肉用牛繁殖経営の1日(例)



※1日の労働時間を表すものではありません。

〔参考〕肉用牛肥育経営の1日(例)



② 地域社会と前向きにコミュニケーションをとることで、円滑な就農と経営の発展につながります

- 農村社会は、地域のつながり(慣習)、助け合いを大切にしており、冠婚葬祭、諸行事、会合などへの参加は経営者の重要な仕事です。
- 肉用牛の経験がなくても、研修や実践教育で知識、技術、経営手法などを学ぶ体制もあります。
- 就農支援に協力している方々への敬意を払いつつ、夢の実現に向けて一步一步進んでください。

③ 新しいことにチャレンジし、学ぶ意欲と情報収集への意欲、積極的な行動力が経営発展のエンジンです

- 就農後も肉用牛農家同士の情報交換や先進的な取組を積極的に学ぶ姿勢が儲かる経営者に共通している特徴です。

肉用牛経営では、牛舎での「見回り／清掃」から「給餌」作業、餌作り、牛床清掃、ふん尿処理のほか、経営収支(簿記など)の多岐にわたる作業技術と知識が求められます。

肉用牛の牛舎



子牛の部屋



見回り/清掃



見回り/清掃



給餌



給餌



餌作り



牛床清掃



ふん尿処理



農場内の作業は、webでもご覧頂けますので、参考にして下さい。

○農場のお仕事 <http://jlja.lin.gr.jp/wk/>

第2章 牛飼いになるためのプロセス

牛飼いになるためには、大きく2つの方法があります。

- 一つは、農業生産法人（農家）や肉用牛ヘルパー利用組合に雇用されること。
- 一つは自営として起業し、自らが経営主となること。

前者は就職することで実現する牛飼いの第一歩。後者は、綿密な計画と準備された資本により実現する家族で協業できる無限の可能性を秘めたフィールド。あなたなら、どちらから始めますか？

① まずは情報収集

幅広く、肉用牛について情報収集してみましょう。

牛のこと、飼い方のこと、ライフスタイル、経営のこと、そして農家のこと。

ネットだけではなく、イベントへ参加したり、和牛入門講座等を訪ねたりと、

肉用牛に触れられる機会を作っていくことで、イメージを膨らませることができます。

まずは
身近なところで

畜産ZOO鑑（中央畜産会）

畜産について、わかりやすく説明しているサイトです。畜産が初めてな方でも理解が深まります。

<http://zookan.lin.gr.jp/>

新・農業人フェア（リクルートジョブズ）

就農や就業を受け入れる自治体や農業法人などが出展する全国イベント。より現場に近い声を聴いたり、幅広い情報収集にはうってつけです。

<http://shin-nougyoujin.hatalike.jp/>

和牛入門講座（岡山県畜産協会）

岡山県で和牛繁殖経営を始めるに当たっての基礎的な知識や技術を、基礎講座や牧場体験実習などで学ぶ講座です。

<http://okayama.lin.gr.jp/>

② 農場で肉用牛を体験

百聞は一見にしかず、農場での肉用牛の体験にトライしてみましょう。

より現場に
近いところで

農業インターンシップ（全国新規就農相談センター）

受入をする農業法人などで、就業・就農のための農業体験ができます。生産の現場を見る機会として有効に活用することができます。（期間：1～6週間以内 参加費無料 交通費自己負担 食費/宿泊費は受入負担）

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/intern/>

各都道府県の就農相談窓口（都道府県新規就農相談センター）

都道府県のイメージができている方は、各都道府県の就農相談窓口にお問い合わせみましょう。（各都道府県の受入意向により体験可 条件は各都道府県や市町村により異なります）

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/center/>

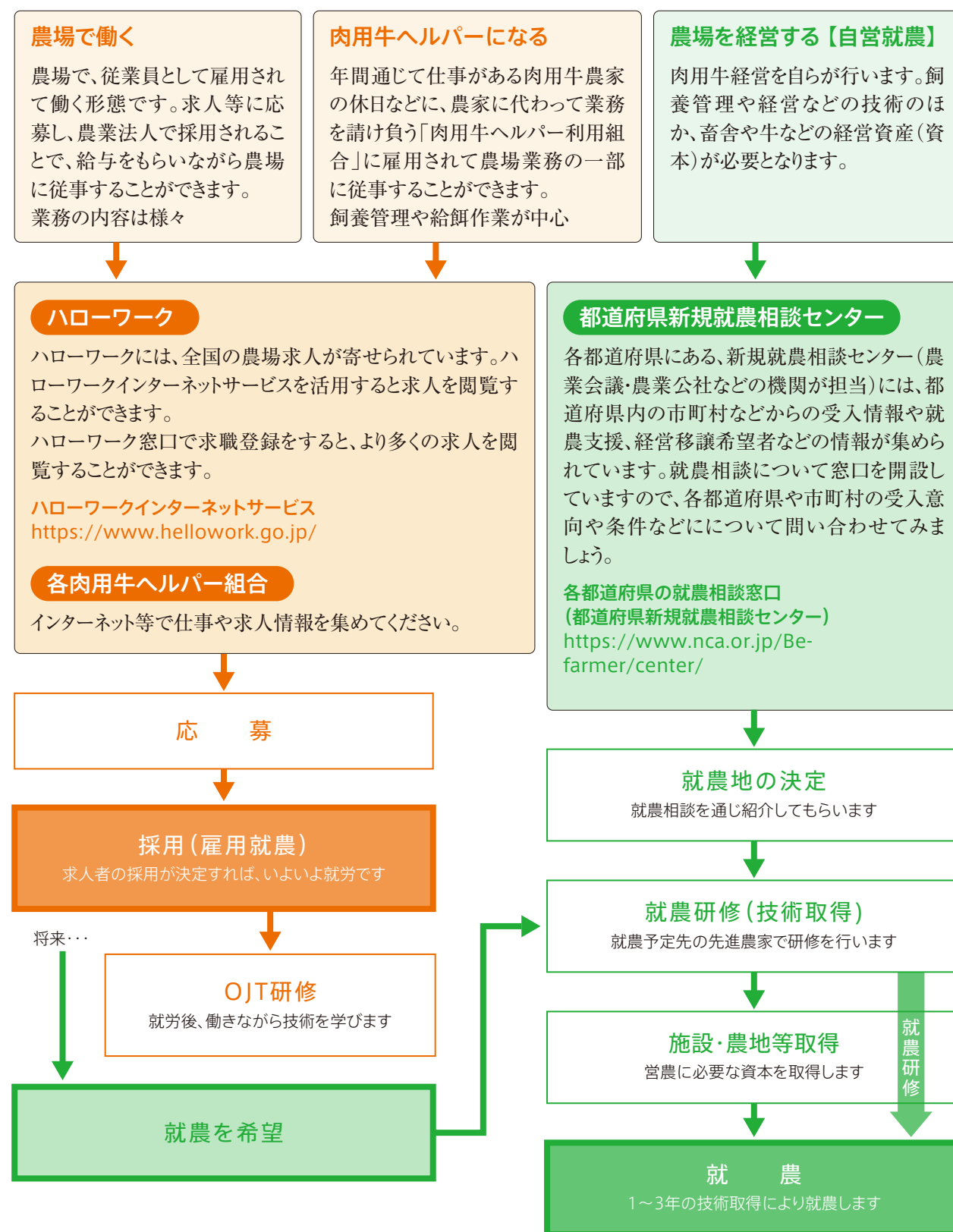
必要に応じて繰り返し

イメージと現実の違いを理解するきっかけとしてこの2つのプロセスは非常に重要です。

専門教育を受けた方でも、体験は地域性の違う現場をより深く知るために、いろいろな時期や場所を変えて実施してみることもよいでしょう。

「肉用牛」がイメージできれば、あとは、自分がどのように肉用牛に係わっていくのか、具体的に考えてみましょう。

③ あなたならどの牛飼いを目指しますか？



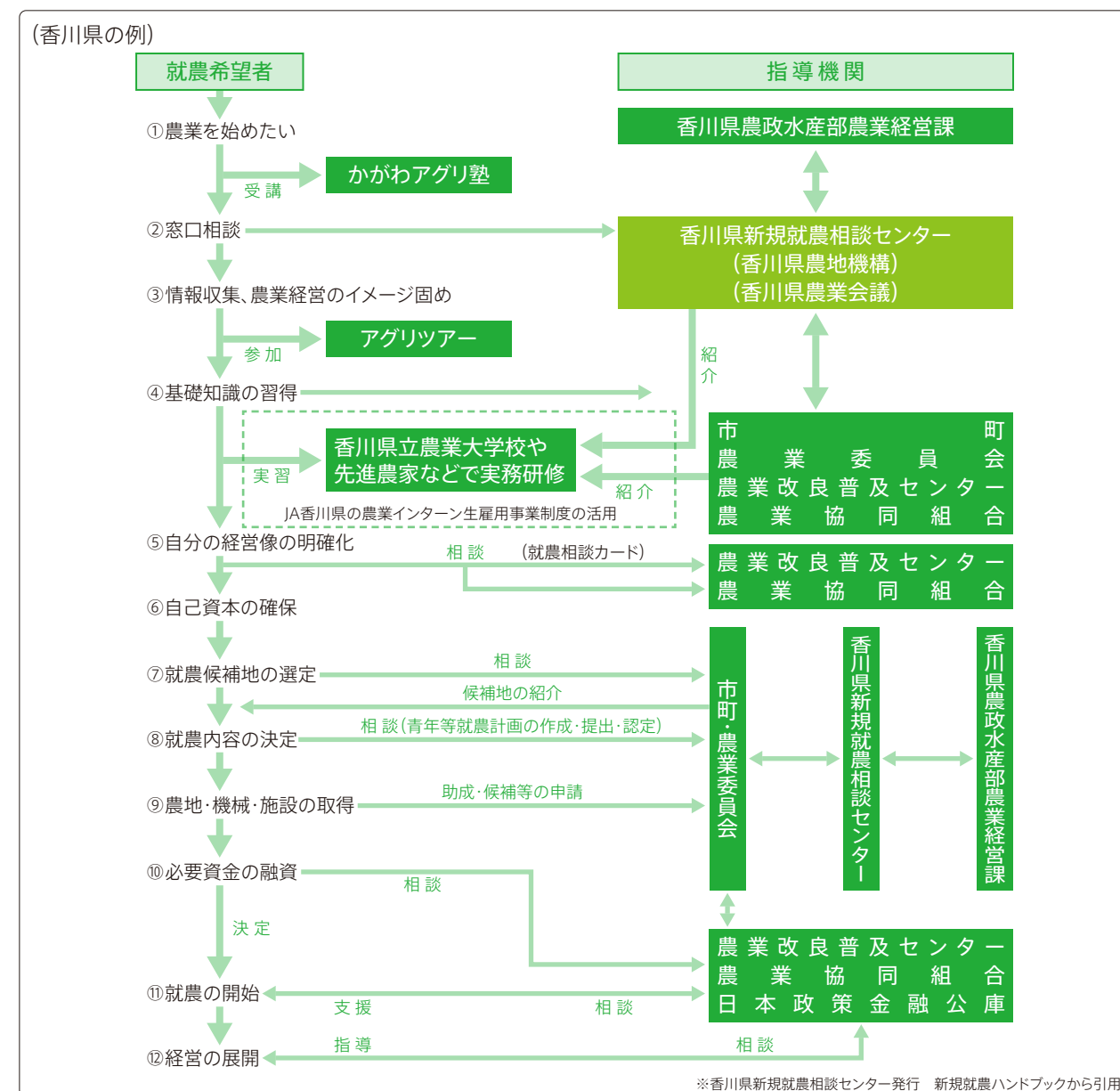
農業法人などに就職した場合、就農を希望し、就農のための条件が整えば、自営として就農できる可能性もあります。この場合、就労先での技術ノウハウのほか、経営全般にわたる就農研修の実施が必要となります。

第3章 “自営就農”までのステップ

自営就農は、肉用牛を生産するための牛・施設・設備・農地などを自分で準備し、生産された肉用牛を販売することで、利潤(利益)を得て生計を立てます。ここが資本を持たない雇用就農とは大きく異なる部分です。

自営就農の多くは「起業」と似ており、農業をされたことのない方は、自分のお店をオープンすることをイメージすると理解しやすいかもしれません。例えば、自分が小売店や飲食店を開業することをイメージしてみてください。何をどのように売るか、どこにお店を開店するか、お金はどうやって調達するか…とあれこれ考えますね。

では、一緒にどうやって自営就農していくかを見ていきましょう。



① どんな肉用牛を経営しますか?＝就農イメージを作る

まずは、①どこで ②どんな経営 の2点に絞って考えることで、自分の就農イメージを作ってみましょう。

(例)

どこで	どんな経営・肉用牛繁殖経営
群馬県で	約30頭規模の牛舎の経営
就農地を探すポイント ○受入を行っている都道府県や市町村を探しましょう(すべての都道府県や市町村が受入を行っているわけではありません) ○初期に投資する生産資本が大きいため、積極的に支援を行ってくれる都道府県や市町村を調べましょう ○できれば、先輩の農業外から新規就農した方がいるところが狙い目です ○Uターン、父母の出身地だから、身内がいるので、と明らかな理由があるとより良いです	① 得たい所得から「牛の頭数の目安」を調べましょう 例) 年間所得600万円と考えると… ・繁殖雌牛1頭当たり所得:193千円 (H26全国20～50頭規模)…① ・希望所得額:6000千円/①=31.0頭 →600万円の所得を得るためには、おおよそ31頭の繁殖雌牛が必要となります(目安) ※新規参入者はほかに初期投資もあるので、この頭数を下限頭数として考えましょう 畜産物生産費統計(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/ ② 上記①の頭数から、必要な牛舎、施設・設備を考えてみましょう ・繁殖雌牛30頭以上が入る牛舎、子牛を育成するためのスペース(哺育・育成舎)、家畜排せつ物の管理施設、餌づくりのための作業機械…など

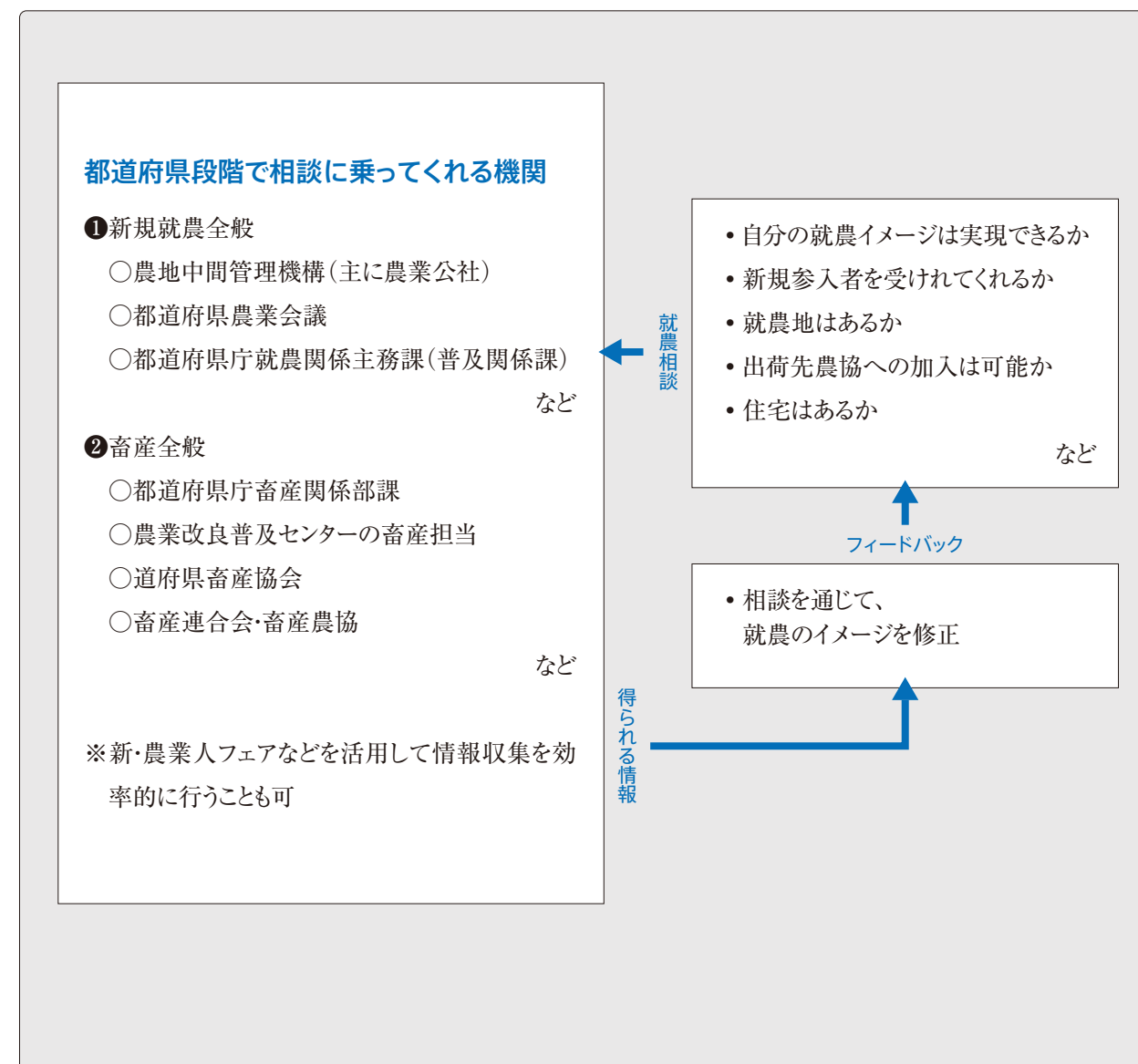
この「就農イメージ」は、まさに「名刺」のようなもので、就農相談をする際に、「私はこんな経営を考えています」という意思表示をするためのものです。

就農相談で、この就農イメージを持っていると持っていないとでは、就農相談で得られる情報量は雲泥の差となってしまいます。ぜひ、就農相談をする前に、自分の就農のイメージを作ってから就農相談に臨みましょう。

② 就農相談を通じて受入れ先を探しましょう

就農相談は、自分の就農イメージを相談にのってくれる機関などの担当者に伝えることで、①得られた情報から就農のイメージを見直す機会となったり、②受入れ先を探す出会いの場となったりと重要な機会です。

自営就農を目指す方は、「新・農業人フェア」や、都道府県が開催する「就農相談会」に積極的に参加してみましょう。得られるものはきっと大きいはずです。



ポイント

受入れ先は、今後、自分が一生生活する場です。

家族や経営を行うパートナーと十分に時間をかけ、自分に合う受入れ先を探しましょう。

知っておきたい「就農に必要な5つの要件」

就農相談をしていくと、「新規参入するには、要件が必要なんですよ」、と説明を受けることがあります。

ことに農外からの新規参入は、親の経営基盤がある農業後継者と異なり、就農に必要なほとんどの要件(土地、家畜、建物、施設・機械等)を持っていないため、自分が営農に必要な要件を備えていかなければなりません。

これらの要件を、経営開始までに備えていかないと経営を開始することは非常に難しくなります。



就農に必要な要件は次の5つで、上の図はこれら5つの要件の関係を示した図です。

((①営農技術(飼養・経営管理)、②農地、③施設・設備・家畜、④自己資金、⑤地域農業者からの信用))

③ 受入れ先＝就農地を決定しましょう

おそらく、受入れ先が見つかるまで、相当の時間を要するはずですが。自分の気持ちの整理や家族の同意、自己資金の確保、自分の就農イメージの修正を繰り返し、先が見通せない中で過ぎる時間が長く感じますが、就農相談が繰り返されることで、自分が思い描いていた就農のイメージが少しずつ整理されてきます。この受入れ先が見つかるまでの時間は、新規参入を希望する方にとって、必要な時間として、根気強く続けていきましょう。

受入れ先とのマッチング(お見合い)を繰り返した結果、「うちで、就農しますか?」と肩をたたかれたあなたは、晴れて受入れ先(＝就農地)が決定したこととなります。

就農地の決定は、自分の思いだけでは実現しません。それは、受入れ先にも「こういう方に来てほしい」というイメージがあり、あなたをこれから長きにわたりお付き合いをする方と見ているからです。

経営継承の話

離農農家の経営資産の多くは、他の畜産農家などへ販売されたり、処分することで使われなくなっているものも少なくありません。

一方、新規参入者が、肉用牛の経営資本をすべて新規に整備するには、繁殖経営、肥育経営共に多額な費用が必要で、新規参入者が肉用牛経営に参入するための大きなハードルとなっています。

このため、後継者のいない離農(予定)農家の経営資産を活用し、就農を希望する第三者に対し継承して、新規参入を促進させようとする取り組みも始められています。

ただし、後継者のいない離農(予定)農家の経営資産は個人所有資産でもあり、親族の財産としての価値でもあること、また、人間関係なども影響する側面もあり、就農率(成功率)は決して高くありません。

この難しいといわれる第三者経営継承をソフトランディングさせるため、移譲者(農家)と継承者(新規参入者)の間で経営継承を、農業協同組合等が中心となり、地域の関係機関(専門家)が支援する体制を整備して、バックアップしていこうとする取り組みも行われています。

意思の確認

就農研修に向かうために、今一度、自分の意思を確認しましょう

- 家族・親族の理解は得られていますか?肉用牛は、日々の飼養管理・給餌作業があるため、経営者ひとりでの営農は、周辺農家の方々に理解が得られづらい面がありますが大丈夫ですか?
- 農村での生活は、人と人のつながりを重んじる傾向にあります。街場の生活に比べ、肉用牛経営の事はもちろんのこと、生活面でも周囲の農業者とかかわりが出てきます。他の農業者の方々と、仲間意識をもってかかわっていただけますか?
- 雇用と違い、大きな資本を抱えていることから、一度経営を開始したら転職(離農)はそう簡単ではありません。一生の職業として、肉用牛と向き合ってくださいませんか?

④ 就農研修が始まります

営農に必要な技術を取得するために実施するのが「就農研修」です。研修は営農に必要な技術全般で、大きくは、飼養管理技術、経営管理技術の2つです。

一般的には、都道府県知事が認定する青年農業者の育成・指導に取り組む農業者「指導農業主」や、優良な経営を行う適切な指導が可能な「先進的農家」が行う、日常的な作業などを一緒に行いながら、実践的な研修を行います。

この就農研修は、就農を目指す方の経験等にもよりますが、通常は1～3年程度の時間をかけて行われ、受入指導農家の実践的な研修のほか、農協や農業改良普及センターなどが実施する講座や現場見学・研修会などが補完的な研修として実施される場合があります。

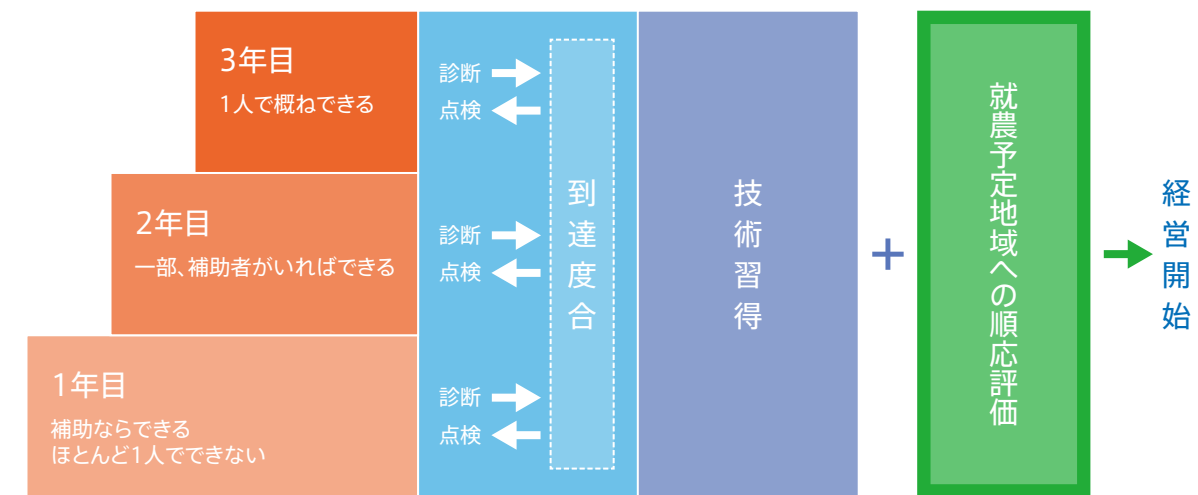
これは、自然条件が関係する産業の特性から、1年間で1サイクルとして考え、1年目は指導のもと、2年目は主体性をもって、3年目は2年目の不足した技術を補う期間と合わせ、経営準備にかかる期間とみる場合が多いようです。（一定の営農技術が習得されたかどうかを評価する例もあります）

研修計画（プログラム）は、自治体や農業改良普及センターなどの関係機関が、就農希望者の取得技術や就農予定時期などを総合的に判断して作成します。就農までに習得する技術が書かれていますので、あなたは、研修プログラムに沿いながら、全体の進捗を考え、ひとつひとつクリアすることに専念しましょう。

また、あなたは、今後、農村の中で「就農研修生」や「実習生」として扱われる機会が多くなり、農家との接点が増えてきます。「郷に入っては郷に従え」という言葉がありますが、習う身として、その地域の慣習や風習などに早く慣れ、就農研修生や実習生から「農業者」「農家」と呼ばれることを目指していきましょう。

就農研修期間に、地域の行事などに参加し、農業者の方々との信頼を築くことが重要です。

技術取得の段階のイメージ



コラム

とある県で就農研修を行ってきた方が、就農地がないため、就農地のある他県に移動し就農を希望するといった事例があります。

実践研修（技術習得）は技術的な習得はもちろんですが、地域への順応も目的としているため、突然ほかの土地からやってきても地域の農業者との信用は得られることができません。

このため、就農地を変更した場合には、新たな就農先で1～2年程度の実践研修を別途実施することが必要となるケースが多いようです。

就農研修を支援する事業の活用

①青年就農給付金(準備型)(国)

就農をより確実なものにするため、就農研修をバックアップする事業があります。就農研修が開始されたら、早めに受入れ先自治体などに相談してみてください。

青年就農給付金(準備型)の給付要件

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援

1. 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと
親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
3. 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する
※既に研修を開始しているものであっても、残りの研修機関が概ね1年以上の場合は給付対象
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 原則として青年新規就農ネットワーク(一農ネット)に加入すること

返 還

1. 適切な研修を行っていない場合
給付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
2. 研修終了後*1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合
*準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合
(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準じるもの)は、その研修終了後
3. 給付期間の1.5倍(最低2年)の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合
4. 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

農林水産省資料から抜粋

○内容:都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付

②都道府県や市町村、農協など

都道府県や市町村、農協などが独自に就農研修や生活支援を行っているものもあります。

研修助成金の交付、就農研修中の滞在場所の確保や、営農開始に伴う奨励金などの交付など、地域の実態に合わせ、きめ細かく支援を行っていますので、受け入れ自治体に問い合わせしてみてください。

なお、都道府県や市町村、農協などの支援は、地域によっては実施していないところがあります。

例)北海道の場合

就農研修受入情報(北海道農業公社) <http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/>
一覧PDFはこちら→ <http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/pdf/shien.pdf>

居住生活支援 <http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/04.html>

農場を訪問する時は

肉用牛農家は健康な仔牛を育てるために、安全でおいしい牛肉を生産するために、農場の衛生対策に力を入れています。そのため、農場を見学などで訪問するときは、次の点に注意して下さい。



靴の消毒は忘れずに

農場へ病原体を持ち込んだり、持ち出したりしないために、農場や牛舎に出入りする際には、肉用牛農家が設置した消毒槽や消毒マットで靴底の消毒を必ず行いましょう。農場によっては、ブーツカバーを準備しているところもありますので、農家の方の指示に従って装着して下さい。また、牛舎に入る前には手も洗うようにして下さい。



車で訪問するときは

乗って行く車が農場の外部から病原体を持ち込む原因となることがあります。

そのため、車で訪問する際には、事前に駐車場所などを肉用牛農家に確認して下さい。



海外旅行したときは

海外からの病原体を持ち込まないために、海外(特に家畜伝染病の発生国)に行った際には、少なくとも帰国後1週間程度は肉用牛農家(農場)を訪問することは控えましょう。

参 考

家畜の伝染性疾病的侵入を防止するために」(農林水産省動物検疫所)
<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

⑥ 経営資産の取得方法の検討をしましょう

就農研修後、技術習得中に平行して、経営に必要な牛舎や付帯施設、農地、家畜の導入について、関係機関に相談しながら検討を進めておきましょう。

経営に必要な牛舎や付帯施設、農地などについて、肉用牛の場合は離農予定農家の経営資産を取得して営農を開始する事例もあります。

主な経営資産の取得方法は次のとおりです。出し手（移譲する農家）の意向もありますので、地域の関係機関にサポートしてもらい、移譲農家と話し合いを続けながら、双方が納得できる方法で経営資産を取得し、経営を開始します。

就農研修前に、経営継承による受入を前提とするケースもあります。この場合、受入条件として継承方法（経営資産の取得方法）が決められている場合があります。

よく確認しておきましょう。

経営資産の取得方法の例

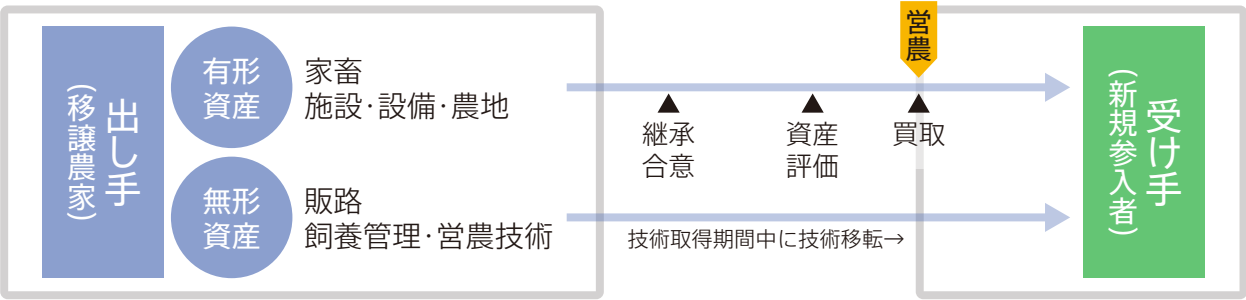
主な経営資産の取得方法の概要

	譲る例(出し手)	譲られる例(受け手)		特 徴
	資産購入方法	技術習得	買取時期	
①経営継承方式	相対売買	移譲者(農家)	継承時	周囲のバックアップが必要
②公社営リース方式	出し手から一括買上した公社からリース	地域内先進的農家	経営開始5年後	北海道が中心の手法
③直接売買方式	相対売買	(技術あり)	購入時	地域への順応期間が必要
④農家リース方式	相対賃借	賃貸者(農家)	なし	農家と並走が可能

※このほかに、法人化による資産継承の方法もありますが、受け手の経営において、法人化のメリットがあるかどうかの判断が必要となります。

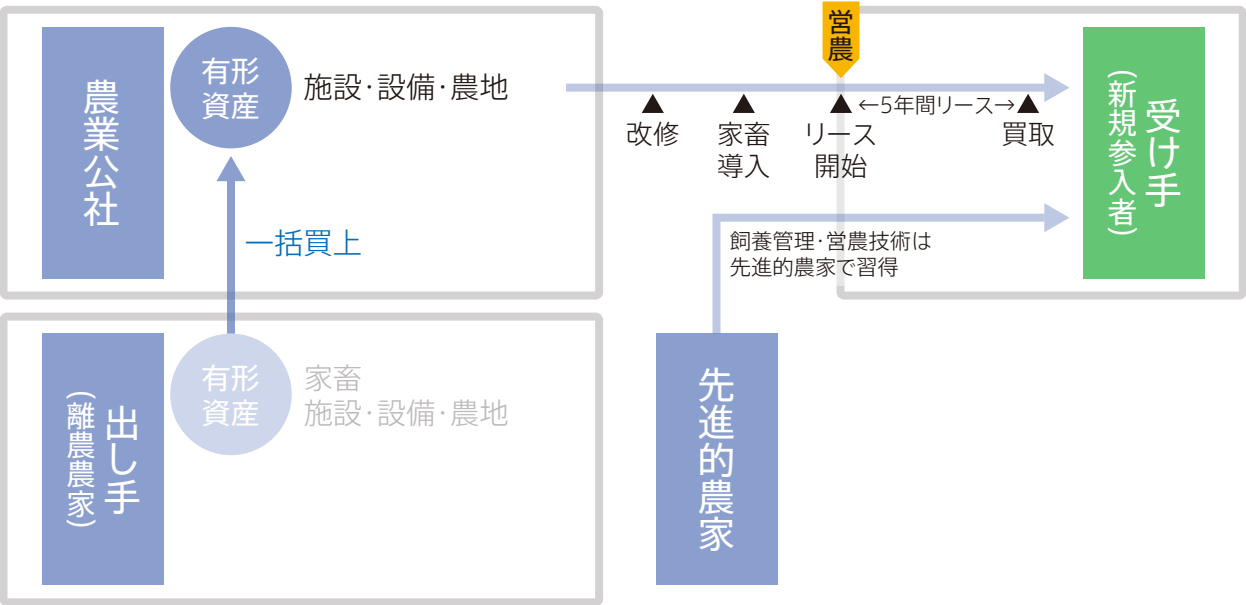
① 経営継承方式

離農（予定）者の経営資産（有形資産）と営農技術や販売先等（無形資産）を継承する方式です。経営継承においてはもっとも一般的な方式です。



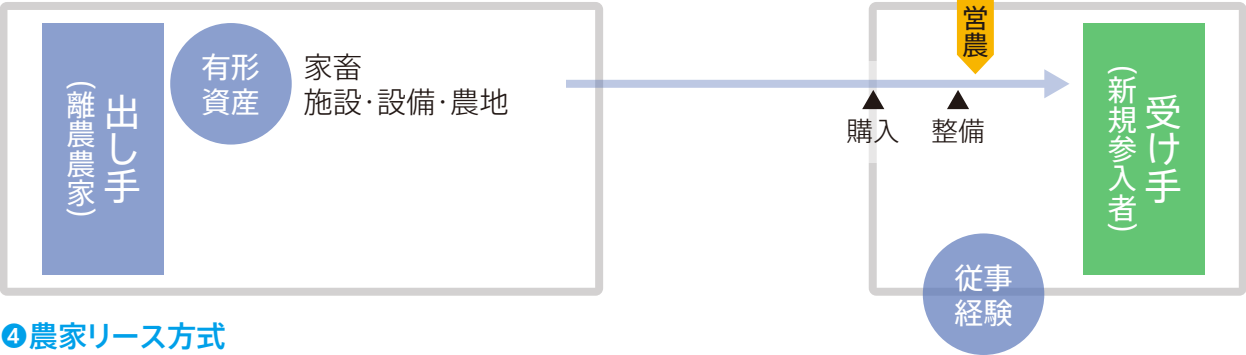
② 公社営リース方式

北海道の場合、経営資産一式を、公社が離農予定農家から買い上げ再整備し、新規参入者に対し一定期間貸付した後に、資金を調達して、公社から買い上げる方式です。
離農農家との技術移転等の期間がないため、同一市町村内の先進的農家で、技術を習得します。



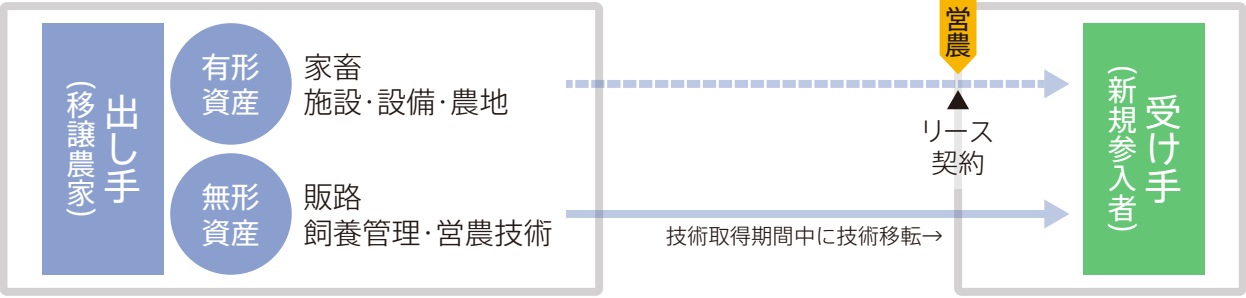
③ 直接売買方式

経営資産（有形資産）のみ継承する方法です。
過去に酪農や肉用牛への従事経験がある方などはこの方法を使う場合があります。



④ 農家リース方式

経営資産一式を、移譲農家から購入せず、リースする方式です。
一定期間を移譲農家と経営を並走することも可能です。
リース期間を経て、経営資産を買い取る場合もあります。



※経営資産の取得方法は、これらの方式に限るものではありません。出し手や受け手の状況により、最も良い方法を模索していきましょう。

⑥ 青年等就農計画を作成し「認定新規就農者」になりましょう

技術習得、経営資産の取得方法などに目途がたったら、「青年等就農計画」を作成しましょう。

作成にあたっては、地域の関係機関からアドバイスをもらいながら、自分で就農計画を作成していくことがポイントです。

① 青年等就農計画(青年等就農計画認定申請書)とは？

新たに農業を始める方が、自分の将来の農業経営目標を描くもので、経営規模や生産方式、経営管理、農業従事の態様などの目標を立てて、その目標を達成するための必要な支援措置などを記載するものです。

市町村は、あなたが提出した青年等就農計画を、自市町村の基本構想に照らし合わせ、計画が適切かどうか判断します。

② 対象者

- (1)原則18歳以上45歳未満の青年
- (2)65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者
- (3)上記の者が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しない者も含まれますが、認定農業者になった方は対象となりませんのでご注意ください。

③ 青年等就農計画の作成・認定の流れ

- (1)新規就農者が青年等就農計画を作成し、市町村に提出します。
→作成には、受入先の関係機関に相談しましょう。
→市町村によっては、別途収支計画を作成し提出する場合があります。
- (2)市町村が同計画を審査し、新規就農者が作成した青年等就農計画を認定した場合、新規就農者は「(青年等就農計画を認定された)認定新規就農者」となります。
※要件等確認があるので、申請様式(就農計画)の作成前に、都道府県(普及指導センター)や認定主体の市町村などに必ず相談してください。

④ 認定新規就農者が利用できる就農のための主な施策(畜産該当分)

- ①青年就農給付金(経営開始型)
就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金(年間150万円)の給付を受けることができます。
- ②新規就農者に対する無利子資金制度(青年等就農資金)
農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子の貸付を受けることができます。
- ③畜産クラスター関連(畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業)
新規就農者が都道府県知事の認定を受けたクラスター計画に基づき、中心的な経営体となる場合、取組主体が実施する施設整備やリースによる機械導入ができます。
- ④経営体育成支援事業
地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入の支援を受けることができます。

⑤ 都道府県及び市町村等の支援(認定新規就農者を対象とする事業)

各都道府県、市町村により異なります。

※施策や事業制度は、毎年度変更される場合がありますので、最新の施策や事業制度は農林水産省のホームページを確認しましょう。

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/index.html>

⑦ 資金調達をしましょう

就農を支援する資金制度

新たに農業を始めるにあたっては、種々資金が必要となります。就農時に借受けることができる資金制度を次に紹介します。資金制度があるからといって安易に借入れることは、償還時になると農業経営の圧迫要因となりかねませんので、返済額に見合った借入とすべきです。

① 資金種類



② 資金の概要

① 青年等就農資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備考
農業経営開始資金	○農地等の改良等 ○農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ○農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 ○創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 ○家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払い その他の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金	無利子 償還期間 12年(うち据置5年)以内	認定新規就農者	3,700万円 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要 貸付主体は、(株)日本政策金融公庫	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の確定を受けていること

② 経営等就農資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備考
新規就農者の必要とする農地等を取得するための資金	○農地の取得に必要な資金 ○農業用建構築物、農機具の購入費 ○果樹等の植栽、育成費 ○家畜の購入、育成費	償還期間 25年(うち据置3年)以内(農地等の取得の場合は据置5年) 貸付利率 0.8%(平成27年6月18日現在)	認定新規就農者	事業費の80%以内	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の確定を受けていること

③ 農業近代化資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備考
新規就農者の必要とする初期投資資金	○農業用建構築物、農機具の購入費 ○果樹等の植栽、育成費 ○家畜の購入、育成費	償還期間 17年(うち据置5年)以内 貸付利率 0.8%(平成27年6月18日現在)	認定新規就農者	1,800万円(ただし、融資率は80%以内)	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の確定を受けていること

就農後の経営安定支援

①青年就農給付金(経営開始型)(国)

就農をより確実なものにするため、就農研修をバックアップする事業があります。経営を開始したら早めに受入れ先自治体などに相談してみてください。

青年就農給付金(経営開始型)の給付要件

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者※であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

※市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること

2. 独立・自営就農であること

・自ら作成した青年等就農計画等※※に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ①農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。
(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年の給付期間中に所有権移転をすること)
- ②主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3. 青年就農計画等※※が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には、農業(自らの生産に係わる農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※※農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請添付書類を添付したもの。

※※農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。

4. 人・農地プランへの位置づけ等

- ・市町村が作成する人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に中心となる経営体として位置づけられていること。(もしくは位置づけられることが確実であること)
- ・または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

5. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できない

また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

6. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

給付対象の特例

- ①夫婦ともに就農する場合(家庭経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに給付する。
- ③平成21年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

- 1. 給付金を除いた本人の前年の所得が350※万円を超えた場合
※平成27年度(平成26年度補正予算を含む)以前から給付を受けている者については250万円
- 2. 青年等就農計画等※※を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返 還

農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

農林水産省資料から抜粋

○内容

- ・都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者に、最長2年間、年間150万円を給付
- ・夫婦ともに就農する場合、共同経営者であることが明確である場合は1.5人分給付

第4章 農地、牛、施設、住宅の取得方法

①農地【窓口：各市町村農業委員会 農地中間管理機構】

農地を取得するには、農地法の許可（利用権）が必要です。許可を得ていないと土地の登記ができません。



※農地法第3条許可要件

- 取得者が、すべての利用権設定をした農地を農業経営に用いて、常時従事
- 取得後の農地面積が下限面積（市町村により異なる）を超えている必要があります。

このほか、農業経営基盤強化促進法の市町村「農用地利用集積計画」による取得があり、この場合、農地法の第3条許可は不要となります。

農地の購入や税制面での支援措置

農地の購入を支援する措置

農地の購入はなかなか困難なものです。スムーズに農地を購入する方法として農地中間管理機構が行う特例事業（農地売買等事業）があります。市町村農業委員会等と連携しながら農地中間管理事業を実施している団体等が売買を仲立ちします。この事業の要点は次のとおりです。

- 対象農用地等は、農業振興地域農用地区域です。
- 売渡し予定者は、認定農業者や認定就農者等です。
- 農地価格は、農業委員会の意見を聴き、近傍農用地等の価格から見て適当であると判断される価格です。
- 農地購入後は、既耕作地を含めて概ね1ha以上の団地を形成する必要があります。団地を形成するとは、農業用機械を利用する営業で一連の作業を継続して支障なく行うことができる状態で、移動距離がおおよそ200～300m程度を目安とします。

税制面での支援措置

就農にあたって支払い義務が生じる税金について、一定条件のもとで次のような軽減措置が取られています。

- 登録免許税の軽減
農業経営基盤強化促進法（農地利用集積計画）によって農地（ただし、農用地区域内）を取得した場合、登録免許税が8/1000に軽減されます。
- 不動産取得税
農地を取得すれば不動産取得税（取得価格の4%（平成27年3月31日まで3%））を納めなければなりませんが、農業経営基盤強化促進法（農地利用集積計画）によって農地（ただし、農用紙区域内）を取得した場合は、取得価格の1/3相当額が課税標準から控除されます。結果として、本来の2/3の税額に軽減されます。

②牛【窓口：農協 畜産農協 県畜連など】

最寄りの生体市場からの導入が中心になりますが、経営継承など、移譲農家の資産として購入する場合があります。

移譲農家の資産として購入する場合、購入時の市場の取引価格や残存簿価（減価償却期間：6年間（役肉用牛の場合））を目安に買入れます。（農家が青色申告時に用いる農協等が作る棚卸資産表などを活用する場合もあり）

③施設【窓口：農協 畜産農協 県畜連など】

移譲農家、若しくは離農農家の経営資産を買入れます。
畜舎や堆肥舎などを購入する場合は残存簿価、設備や車両は中古の流通価格によります。

④住宅【窓口：市町村役場など】

畜舎との位置関係から、移譲農家、若しくは離農農家が住んでいた住宅を買入れる場合や、近隣の公営住宅や民間アパートに賃貸で移り住む場合があります。

住宅の購入については、買入れる際に「不動産鑑定士」などを活用して、畜舎などとは別に適正価格を調べて購入するケースもあります。

第5章 良い肉用牛農家を目指して

① 将来どのような生活設計・経営スタイルを目指しますか？

まず、現地を周り就農地を決めましょう。

生活したい場所に近い、研修場所を決定することが望ましい選定方法です。

①生活設計から考えましょう。

- ①子育て環境～病院、保育所、幼稚園、学校など
- ②インフラ環境～交通機関、スーパーなどの大型複合施設など
- ③自然環境～自然が豊かな環境など

②肉用牛経営の規模と経営スタイルから考えましょう。

- ①放牧で、肉用牛繁殖経営を目指したい。
- ②舎飼いで、肉用牛繁殖経営を目指したい。
- ③肉用牛肥育経営を目指したい。
- ④既存の農場を、農家継承で就農したい。

③経営基盤環境を調べましょう。

- ①立地条件や気象条件(海が近い、積算温度が高いなど)を調べましょう。
- ②農地の条件(起伏が多い、湿地帯が多い、河川が近くにあるなど)を調べましょう。

※農協(JA)および市町村などの、支援対策・指導体制を調べましょう。

② 肉用牛経営を始めるにあたって

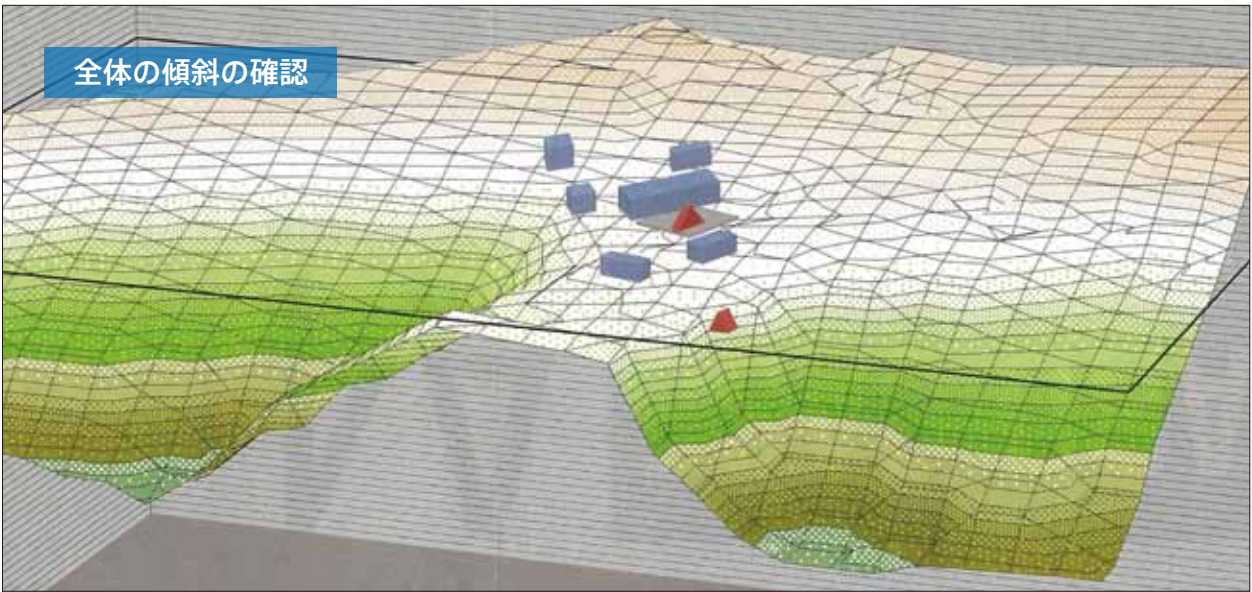
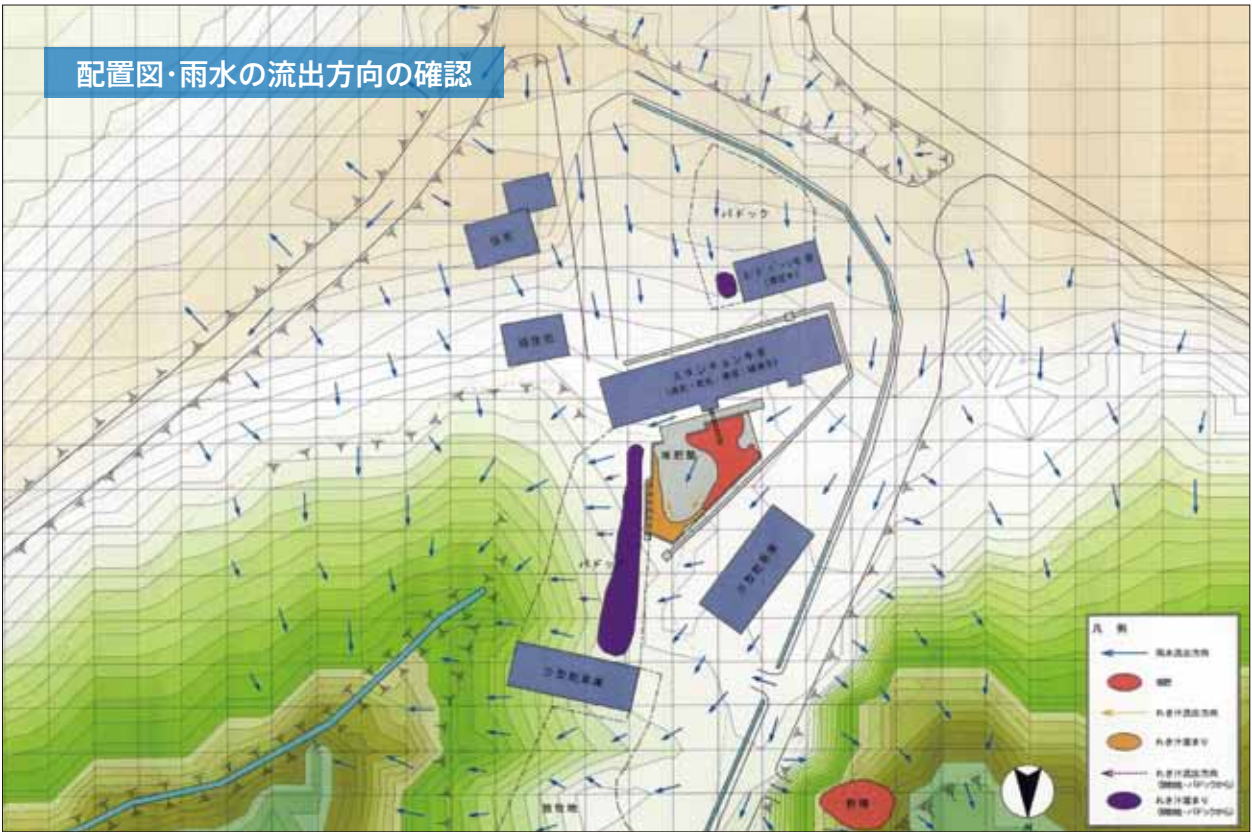
自然環境・畜舎施設等の立地条件を図式化して再点検

立地条件と雨水・風向きを確認しましょう。

公道からの高低差と河川や排水路・道路側溝の位置を確認します。

施設地全体と畜舎配置図を作成し「雨水の流出方向」&季節毎の「風向き」を確認します。

各畜舎施設周辺の、雨水の排出方法と排出先を確認(側溝、雨水排水溝 等)します。



基本は「牛が何を求めているか？」を「五感」で感じ素早い改善へ

牛が発信するシグナルを「五感」を最大限に発揮して観察しましょう。

- 「牛」に病気を起こさせない → 注意深く牛の発信する「シグナル」を捉える。
- 「牛」が何を求めているのか → 人間の「五感」をフル回転させて感じ取る。
- 「経営者」と「コンサルタント」の「コミュニケーション」が素早い改善を生む。



肉用牛繁殖経営 安心・安全な子牛生産のため の飼養管理の手法

家族の役割分担の明確化
情報の共有化
「いかにストレスを軽減するか」がキーポイント
哺育段階での人手＋哺乳ロボットの活用
ステージ毎の群移動・群管理と個体管理
消毒等の衛生管理
廃用牛は、肥育して付加価値を高めて出荷

農場入口の防疫対策として



石灰散布

消毒槽(侵入車両)



繁殖牛舎内のチェックポイント



朝は濃厚飼料、夕方に粗飼料給与



妊娠後期の牛を監視



南側に分娩直後の牛を飼育
牛の性格も考慮して配置



哺育舎のチェックポイント



哺育舎内のチェックポイント



子牛舎のチェックポイント



- 月齢順にグループ化
- 冬季は温水給与（子牛舎のみ）

育成牛舎のチェックポイント



繁殖牛舎内のチェックポイント



繁殖牛の授精確認の方法



ビニールテープで識別

青1回(種付)・黄2～3回(種付)
赤4回(種付)・緑(受胎)

肉用牛肥育経営 飼養管理の手法



良い経営管理と飼養管理の例

①簿記、生産記録の記帳の徹底

記録簿

No	導入年月	市場	性	生年月日	父	母の父	祖母の父	生産地・氏名	導入日数	導入体重	固体識別番号

導入価格	販売予定日	格付	枝重	単価	販売価格	購入者番号	治療歴・その他

②作業効率の改善はマニュアル化が基本

就労・作業マニュアル

◆区域内に入る前に

- 作業服、長靴、マスク、手袋等、支給品に必ず着替える。
- 出入りは消毒槽を通過する。
- 作業は、半端別に事業主と分別し、1週間交代で行う。
- 作業時間は、朝から1時間。

◆作業手順(朝・夕)

1. 飼槽の清掃
 - ・糞尿付けのほうき、ちりとりを使いこみ(牛の糞、野鳥の糞、1度口にした糞など)を糞尿槽へ捨てる。
 - ・口にした糞(濃厚飼料、わら)は、状況に応じて、他の飼槽に移す。
 - ・飼槽は月に1度スコップなどを使い、完全清掃(新設の状況)する。
2. 肥育牛(わら)の給与
 - ・肥育牛(導入4ヵ月後)は前週として、よく乾燥したわらをばらけ、たばきする。
 - ・育成牛(導入3ヵ月)は、粗飼料(サモシ)をたっぷり与える。
3. 給水口(ウォーターカップ)の点検・清掃
 - ・ウォーターカップは、壊れたり、牛の糞が入ることがあるので、必ず点検清掃する。
4. 濃厚飼料の給与
 - ・肥育牛は決められた量(25kg)を適量に配給しながら、2頭が食べきりきる。
 - ・30分後に消化状況を見て、追加給与(1頭1〜2kg)を行う。
 - ・育成牛は粗飼料の食べ具合を見ながら、1頭1〜2kgを給与する。

※この間

 - ・次週分の濃厚・粗飼料、追加粗飼料(おがなど)を準備する。
5. 追加粗飼料の給与
 - ・肥育牛は、食のよし悪しによって、バガスやシリカなどを給与する。
6. 粗飼料(2頭目)の給与
 - ・たっぷりの粗飼料(次週給与までに食べきり量)を1頭目と同じ量で与える。
7. 通路などの清掃
 - ・通路に落ちた糞(濃厚・粗飼料)は掃き集めて、糞槽に捨てる。その後、ほこりなどが早く乾いた場合は、相互に手拭う。
 - ※作業時間中は糞尿受けの動線等に相互確認のうらみ入る。

◆星の給与作業(朝・夕)の作業を簡略化させ、30分程度で行う

星の給与作業は基本的に事業主が行うが、都合によりお願いすることがある。

- ①ざっとこみ糞を取り除き、残っている糞を再分配する。
- ②濃厚飼料(1頭1〜2kg)・粗飼料を食べ具合を見ながら適量与える。
- ③通路の清掃は簡略で行う。

雇用対策

○目的

- ・事業主の自由時間の創出
- ・パートナーの選出
- ・施設の飼養管理の転換(職人技からマニュアル化)
- ・わら収束の雇用化(専任労働者中心から)
- ・継続拡大(雇用に見合った設備)

○雇用条件

- ・動物好き
- ・早起き
- ・体を動かすのが好き

「労働力軽減と導線確保」

※子牛(導入3ヵ月後)は、常に2人で行う。
一頭あたり10分程度、注意深く観察する必要がある。

○雇用者への福利厚生

- ・年2回の日帰り温泉(夫婦で参加)
- ・年2回のお肉の提供
- ・有給休暇の実施(予定)

③データ分析に基づく素牛の選定が重要

- 自分で買う(セリに参加)
- 血統にほれない
(特定の血統を追わない)
- 基本にぶれない
(自分の決めた質を変えない)
- 採算ラインを忘れない



何が良くて何が悪い？
自分に合っているか？
自分で入力することに意味がある。

④コスト削減の取り組み



⑤コスト削減の成果を把握する

【おが粉】

50 m³×1千円=5万円（業者持込は約2.5倍）

5万円×12ヶ月=60万円コストダウン！

【稲藁】

12ha×40円×500kg=240万円のコストダウン！

【配合飼料】

1日=8.5kg×30日×12ヶ月=3,060kg

△5,000円×3,060kg×100頭=153万円のコストダウン

第6章 肉用牛研修制度などの紹介

① 和牛入門講座、担い手育成研修など

@岡山県

和牛入門講座

「県内の繁殖農家を少しでも増やそう」

- ・職業として、ある程度の生計を立てたい
- ・職業の選択肢として適性等を判断したい
- ・自分の農地を荒らさないために和牛を飼いたい
- ・1～2頭飼で小遣い程度の収入が欲しい

①和牛飼養の基礎知識

- ・繁殖経営に関する基礎知識
- ・基本的な飼養管理等
- ・現場視察
- ・牧場体験実習の受け入れ
農家紹介と希望調査



②牧場体験実習（2カ所以上）

- ・飼養管理や機械作業体験
放牧場視察、意見交換等



③市場視察及び就農相談

- ・家畜市場の概要
- ・和牛子牛市場の視察
- ・地元畜産関係者を交えて就農相談



@石川県

畜産業人材確保育成事業

「県外の畜産技術を習得しスキルアップ」

- ・県内の既経営の若手子弟・従業員を県外へ
- ・県外研修に出ている間、既経営は労働力不足
- ・労働力不足を補うため新規就農希望者を派遣
- ・労働力不足の解消と新規就農者の確保

② 新規就農者の状況

①新規就農希望者の待遇

- ・県酪農協の臨時職員として採用（給与制）
- ・面接は、県農林水産部、県酪農協
- ・研修プログラムは特になし
（派遣先の肉用牛農場での実習が中心）
- ・研修期間は「1年間」
- ・新規就農先は研修期間中に関係機関が確保
（県農林水産部、県農林総合事務所、農協等）
- ・新規就農後の資金・技術支援
（営農資金：青年就農給付金(開始型)）
（飼養技術：畜産試験場能登畜産センター）

②新規就農者（肉牛繁殖経営）

- ・36才、平成26年11月就農
- ・工業大学卒、ハローワークから酪農従業員へ
- ・農林総合事務所から声かけ



③畜舎施設等

- ・経産牛11頭、未經産11頭
- ・子牛育成牛8頭
- ・畜舎は賃貸（5年契約）
- ・粗飼料畑は無し



第7章 就農後に関係機関、 地域と上手に付き合うために

営農に関する関係機関の役割とどこに相談すれば良いかを理解し、就農した地域で積極的に仲間を増やし、一人で悩まず相談することが成功の近道です。

① 相談窓口

- ①農協(JA)の総合窓口
- ②地域の農業改良普及センター(技術の知恵袋)
- ③NOSAI(診療獣医師)
- ④肉用牛ヘルパー組合(休日の農場管理者)
- ⑤地域の先輩(営農・子育てなど、良き悩み相談者)

② 関係機関

農協(JA)

営農全般、出荷先、営農指導

信用部門を持たない専門農協が多いので注意

地域の農業改良普及センター

営農指導、地域農業者との仲間づくり、複式簿記の勉強会などは有効

地域との関係づくりにうまく活用

肉用牛ヘルパー組合

傷病時の飼養管理の支援

地域によっては定期的な休日を確保するための支援を行っているヘルパー組合もある

担い手センター(北海道のみ)

就農支援窓口 相談の第一歩はここから

③ 耕種農家

耕畜連携

いい堆肥を作って喜ばれる=無料引き取りから買ってもらえるようにしたい

④ 住民

畜舎環境は常に意識(廃材等を放置しない トラクター・作業機等は適宜洗浄)

経営のいい農家ほど、美的(花壇等)

堆肥の少量配布も効果的(家庭菜園に喜ばれる)

いい飼養管理は周りにも迷惑にならない(ニオイ)